

枝幸町告示第47号

令和5年度枝幸町物品購入等競争入札参加資格審査申請（中間審査年）について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度において枝幸町が発注する物品の購入、借上、修繕、製造、印刷、役務の業務委託及びその他の契約（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（随意契約等を含む。以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和4年12月2日

枝幸町長 村上守継

第1 資格

1 基本的資格要件

枝幸町が発注する物品購入等の競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

（1）物品の製造（印刷に係るものを除く。）に係る請負契約

物品の製造（印刷に係るものを除く。）の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和5年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業に係る売上高を有していること。

（2）物品の購入、借上、修繕、印刷及び役務の業務委託等に係る契約

物品の購入、借上、修繕、印刷及び役務の業務委託等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和5年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第

185号)の規定に基づき設立された協業組合(以下「協業組合」という。)については、次の各号のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (2) 協同組合のうち企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者であつた者が構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

5 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者となつたとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、免許及び登録等を取り消されたとき。
- (4) 政令第167条の5第1項及び167条の11第2項の規定に基づく町長が定める資格要件を欠くに至つたとき。

第2 資格審査の申請時期及び方法等

1 申請時期

- (1) 令和5年1月23日から令和5年2月6日までとする。
- (2) 協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注に係る適格組合証明を受けたときは、当該協同組合又は協業組合については(1)によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設置されたときとする。
- (4) 町長が特に必要と認めた場合は、町長の指定する日とする。

2 申請方法

- (1) 申請は、町が別に定めた様式を提出することにより行うものとする。
- (2) 登録内容に変更があつたときは、速やかに変更届出書を提出するものとする。
- (3) 申請書類は、財政課管財契約グループに提出するものとする。
- (4) 申請書作成にあつての留意事項等詳細については、別途定める。